

(論文)

## 近世武蔵国における新義真言宗寺院の無住化

田中洋平

### 〈要約〉

本論では、寺院経営史研究の立場から、近世武蔵国に展開する新義真言宗寺院に関し、埼玉県立文書館に寄託されている「明星院文書」を利用して、その無住化過程の把握と要因について分析を加えた。近世中期の寛延三年（一七五〇）年時点において、ほぼすべてが現住であった明星院配下の寺院は、天明七（一七八七）年には、現住率が六割強にまで低下し、以後史料上で確認することができる明治三（一八七〇）年まで、寺院の無住化が常態化する。本論ではこうした現象について、寺檀制度との関連を視野に入れつつ、この時代の寺院を「葬祭寺院」と「祈禱寺院」に分けることで、すべての寺院に無住化がみられるのではなく、主として「祈禱寺院」にそうした現象が顕在化することを析出した。併せて寺院の無住化が表出する背景として、先住がつくった「寺附」の借財を後住が清算することを求められていたことがその要因であったことを指摘するとともに、それ以外にも後住が金銭負担を強いられていた事例を紹介することで、住持の円滑な再生産が阻害されていたことを明らかにした。

### 〈キーワード〉

新義真言宗 寺格 無住化 後住 「寺附」の借財

## 一 はじめに

近世における寺院経営の有り様を分析の俎上にのせるとき、住持の止住状態はひとつの指標となる。堂舎の立て替えなどを理由とした一時的な無住状態<sup>①</sup>になる事例を除き、長期間にわたって無住状態が継続する場合、当該寺院の経営に何らかの支障をきたしていると考えられるからである。この点に鑑みると、寺院の無住化状態が如何に表出してくるのか、という視点から考察を進めていくことが、寺院の社会的な存立基盤を明らかにするうえで有効な分析視角であると言えないだろうか。

さて、寺院の無住化とは、後住のなり手が存在しないということと同意であると言えるだろう。すなわち、寺院の無住化は、住持の死や退寺に際して、後住の決定に支障が出ている状態であると考えられる。寺院経営を主体的に進めていく住持は、後住の再生産過程が円滑に維持されることによって、はじめてその止住が可能となるのである。その過程に何らかの慢性的な支障が生じた場合、寺院の無住化がその時代、あるいはその時期における特徴的な現象として顕在化することになる。これまでの研究史のうえでは、例えば朴澤直秀が、安房国における寺院の無住化現象に関しての詳細な分析を進めており、文化一四(一八一七)年時点<sup>②</sup>で、「この時期、安房国において住職たりうる新義僧が全寺籍の六割以下程度しかいなかったことを意味しよう」と述べている。それでは、そうした後住のなり手が不足する原因はどこに求められるのであろうか。朴澤も前記に引用した論文において、この点に関しての考察を進め

ているが、朴澤とは異なる視点からこの問題に関するひとつの回答を得ようとするのが、本論の目的となる。

ここでは、こうした問題意識に基づいて、武蔵国における新義真言宗寺院の田舎本寺であった明星院<sup>③</sup>の史料群を利用し、同院の配下にある寺院について、特に無住化した寺院に焦点を合わせながら論述を進めていく。その際に欠かせない視点となるのが、やはり寺檀制度の枠組みであろう。宗判や葬祭などを実施することが制度的に求められていた時代にあつて、寺院の無住化は、そうした行為の円滑な執行を阻害する大きな要因となることが考えられる。こうした現象が常態化するならば、人々が社会生活を営むうえで弊害をもたらすことが推測されるだろう。また、制度的側面からも、そうした事態を回避しようとする作用が、政治的・行政的側面からはたらくことが想定される。にもかかわらず、寺院の無住化がこの時代において進行していたとするならば、その要因を探ることが近世史研究において求められるのではないだろうか。こうした問題についてその回答を得るために、寺檀関係の制度的な枠組みを念頭におきつつ、新義真言宗における寺格との関連を視野に含めた分析を進める。

以上の観点から、本論では、近世中期から後期にかけての新義真言宗寺院の無住化の実態について明らかすることとしたい。ここでは、特定の時期だけではなく、一定の時間的な幅をもたせながらその過程を追いつつ、寺檀制度ならびにそれに照応する寺格に関する分析の視野に含めた考察を進めていく。加えてそうした実態が顕在化した背景についても、後住にかかる手続き上の問題を分析することによって、その一因を提示する。

## 二 明星院配下寺院の無住化過程

### 二一 明星院配下寺院の概要

本論にて明星院配下寺院<sup>④</sup>の具体的な経営実態の分析を進める前に、本節ではまず、同院ならびにその配下寺院が存在した関東地方、特に武蔵国における新義真言宗寺院の実態を俯瞰しておきたい。村田安穂の研究によれば、関東における真言宗寺院は、その数において他宗派を大きく上回っており、明星院が存在する武蔵国においても同様の傾向であったことが明らかとなっている<sup>⑤</sup>。特に現在の埼玉県域に限定すると、真言宗の中でも新義真言宗寺院の数が圧倒的で、同県域に確認できる三七二ヶ寺のうち一七六ヶ寺、割合にして四七・五%を同派が占めている。比較第二位の曹洞宗寺院数が六三二ヶ寺、割合にして一七・〇%であることから、新義真言宗寺院の数的優勢は明瞭である。ただし、村田の研究では、『新編武蔵国風土記稿』を底本としており、その経営実態、あるいは現住・無住の割合など、当該期における寺院の有り様について詳細な情報を得ることはできない。こうした点を鑑みたくうえで、本節では明星院配下の寺院について、その経営実態の概要を確認しておきたい。同院には、寛延三（一七五〇）年及び天明七（一七八七）年に作成された二冊の「本末帳」が現存している。本項ではまずはじめに、寛延三年の「本末帳」<sup>⑥</sup>から、同年における明星院配下寺院の実態を把握していく。この史料には、明星院を除いて八二ヶ寺が記載されており、そのうち七九ヶ寺が同院配下の寺院である<sup>⑦</sup>。その内容は、寺院名、住持が止住

している場合には住持名、寺院所在地、一部寺院の檀家数<sup>⑧</sup>、朱印地・除地・年貢地、寺格などであり、明星院配下寺院に関するまとまった史料としてもっとも時代を遡って確認できるものである。次に史料1として、その内容を例示しておく。

#### 【史料1】

（表紙）

「武州會田明星院

本末御改帳

武州小室無量寺 明星院兼帯」

（中略）

右明星院末寺

地頭春日「虫損」三郎

武州足立郡内宿村

新義真言宗 金寶山地蔵寺 東光院 浄月 ㊸

一 御除地 一町余 一 住坊 東西十間 南北八間

一 本尊 地藏菩薩 一 境内鎮守一社五尺四方 氷川明神

一 開基 法印道鈍<sup>マヅカ</sup> 一 門徒二箇寺 内一箇寺無住

一 滅罪檀那三十軒 一 境内二町余 御除地

（後略）

このように、右記の「本末帳」では、明星院配下の寺院について基本的な情報を得ることができる。この史料をもとにして、檀家数が記された寺院のみを抽出し、表化したのが次の表1である<sup>⑨</sup>。この表1を確認すると、檀家数が記されているのは、明星院を除くと一六ヶ寺のみであり、

表1 寛延3(1750)年 明星院配下寺院の檀家数

	寺院名	所在地	寺格		檀家		住持		所持耕地			備考
			末寺	門徒・又門徒	滅罪	祈願	現住	無住	朱印地	除地	年貢地	
1	明星院	足立郡倉田村			200		○		10石		10石	田舎本寺
2	東光院	足立郡内宿村	○		30		○			1町歩		門徒2ヶ寺
3	護摩堂	埼玉郡尾ヶ崎村	○		80		○		3石			門徒12ヶ寺
4	大光寺	埼玉郡長宮村	○		100		○		10石			門徒4ヶ寺
5	一条院	埼玉郡三宮村	○		200		○					門徒19ヶ寺
6	正法院	足立郡中野村	○		200		○			1町歩		門徒19ヶ寺
7	惣持院	足立郡辻村足	○		30		○				9石	門徒1ヶ寺
8	圓藏院	足立郡中川村	○		50		○					門徒1ヶ寺
9	西福寺	埼玉郡平野村	○		70		○			1石		
10	醫王院	足立郡坂田村	○			50	○				9石	「息災檀那」
11	龍山院	足立郡上村	○		50		○				9石	
12	西光寺	足立郡小針村	○		50		○				5反歩	
13	星久院	埼玉郡駒崎村	○		60		○				10石	
14	西藏院	足立郡羽貫村	○		50		○			1石	3石	
15	放光院	足立郡下上尾村	○		50		○			1石		
16	密藏院	足立郡平塚村		○	50		○					
17	南藏院	足立郡桶川町		○		100	○				4反歩	「息災檀那」
合計			15	2			17	0				

(註) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号139より作成

かつ二ヶ寺(No.9 醫王院及びNo.18 南藏院)を除くとすべて滅罪檀家の記載である。檀家数が記されていない寺院については、滅罪檀家を有していなくとも祈禱檀家を抱えている可能性が想定されるが、その詳細についてこの史料では不明である。また、この史料に登場する檀家数については、実数ではなく概数であろう。それでもおおよその傾向を把握することが可能である。この滅罪檀家について最多の寺院は二〇〇軒、最少が三〇軒でそれぞれ二ヶ寺ずつ存在し、平均値としては八四軒程度となっている。二〇〇軒の滅罪檀家をもつ二ヶ寺を除いて、この程度の滅罪檀家のみで寺院経営を維持していくと考えるにはいささか心許ない数字であると言えるだろう<sup>10</sup>。そこで滅罪檀家をもつ一四ヶ寺の所持耕地に目を転じてみたい。前掲史料1で例示した東光院の事例では、「一 境内二町余 御除地」と記されており、境内地が除地となっているが、表1ではこうした境内地を除いた耕地のみをとりあげている。これを確認すると、この一四ヶ寺については、二ヶ寺を除いた一二ヶ寺について、朱印地、除地、あるいは年貢地を有していることが判明し、寺院経営を支えるうえで有力な収入手段を確保していることがわかる。

次に滅罪檀家を有していない寺院について確認していききたい。ここで檀家数が記載されていない寺院のみを抽出した表2を提示する。これら六三ヶ寺について得られる情報量は少ないが、ここで注視しておきたいのは、三ヶ寺を除く六〇ヶ寺について現住を確認することができる点である。この事実からは、寛延三年時点においては、滅罪檀家を有していなくても、住持の止住には大きな影響を与えていないという結論を導き出すことが可能であろう。その理由としては、滅罪檀家がなくとも寺院

経営を成り立たせるだけの祈禱檀家を有しており、そこから十分な収入を得ていること、あるいは所持耕地からの収入によって寺院経営が支えられていること、さらには金融などそれ以外の収入手段を確保していることが推測される。

## 二二 明星院配下寺院の無住化と寺格

前節では寛延三年の「本末御改帳」をもとにして、明星院配下寺院の寺院経営に関する基本的な実態を明らかにしてきた。本節では前節と同様に、天明七年六月の日付が記された「本末改帳」<sup>(11)</sup>について、その内容を検討していきたい。天明七年の「本末改帳」では、同年時点における明星院配下寺院八〇ヶ寺の所在地、現住・無住の別、ならびに神社の別当を務めている場合にはその社名を確認することができる。またその表題が「本末改帳」となっていることからわかるように、それぞれの寺院についてその直接の本寺が記されており、併せて寺格についても確認することができる。また、表紙には朱字で「天明七末三月御室役所別当社役等書出候様御触二付、差出候（後略）」と記されており、「御室役所」、すなわち京都の仁和寺からの指示<sup>(12)</sup>でこの文書が作成されたことがわかる。ただし、この史料には各寺院の檀家に関する記載がなく、この点は不明である。それ以外の基本的な記載内容は、寛延三年の「本末御改帳」と類似しているため、ここでは史料引用を重複させずに次の表<sup>3</sup>を提示し、天明七年時点における現住・無住の割合、村鎮守別当の実態などを探っていききたい。

同年時点において、明星院配下寺院のうち現住となっているのが五一

ヶ寺、無住となっているのが二九ヶ寺で、全八〇ヶ寺に占める現住率は六三・七％となっている。ここからは、寛延三年から天明七年までの三七年間に明星院配下の寺院について、その無住化が進行している様子を知ることができるだろう。次に村鎮守の別当寺となっている寺院については、六一ヶ寺を確認することができ、全八〇ヶ寺に占める割合は七六・二％である。ここで村鎮守別当寺となっている六一ヶ寺について現住・無住の別を表化すると、次の表4のようになる。この表を確認すると、明星院配下の寺院について、現住では八〇％、無住の場合でも七〇％が村鎮守の別当寺となっていた。すなわち、現住寺院の大多数が村鎮守の別当寺となっていることに加えて、無住寺院についても一定の割合でその役割を担っていたことが判明する。両者の差は一〇％程度であり、母数が異なることを考えれば、そこに明確な差異を見出すことはできない。換言すれば、明星院配下の寺院は、その多くが村鎮守別当寺となっていたが、そのことが直接的に各寺院の経営安定化と連動するものではないと考えられる。

本節ではここまで、二冊の「本末帳」から、明星院配下の寺院についてその概要を明らかにしてきた。ただし、ここでさらなる検討の視野に入れなければならないのは、このように関東地方に広く展開した真言宗寺院の寺格の問題である。真言宗に関する通史的な研究を進めた櫛田良洪は、近世武蔵国における新義真言宗寺院を寺格の観点から分類した場合、この地域に存在する田舎本寺の「末寺」あるいは「又末寺」に比べて、「門徒」寺院の数が圧倒的多数となっていた実態を明らかにしている。<sup>(13)</sup> 具体的には、延宝三（一六七五）年の「本末帳」の検討から、同国

表2 寛延3(1750)年 明星院配下寺院の現住/無住

	寺院名	所在地	寺格		住持		所持耕地			備考
			末寺	門徒・又門徒	現住	無住	朱印地	除地	年貢地	
1	妙楽院	埼玉郡高出村	○		○		1石			他1石
2	正眼寺	足立郡井戸木村		○	○			1石		
3	龍眼院	足立郡上村		○	○			1石		
4	来星院	足立郡上村		○	○			1石		
5	薬師寺	足立郡領家村		○	○					
6	寶藏寺	足立郡上平野村		○	○					
7	地藏院	足立郡小針村		○	○			1石		
8	福生院	埼玉郡閏戸村		○	○					
9	光明寺	埼玉郡閏戸村		○	○			1石		
10	源性寺	埼玉郡千駄野村		○	○			1石		
11	梅松院	足立郡芝村		○	○				5石	
12	観喜寺	埼玉郡高野村		○	○					
13	神宮寺	埼玉郡貝塚村		○	○			3反歩		
14	城観寺	埼玉郡城村		○	○					
15	放光院	(虫損)		○		○				
16	積善院	足立郡町屋村		○		○				
17	薬王院	足立郡内宿村		○		○				
18	東福院	埼玉郡小林村		○	○					
19	善念寺	埼玉郡笹久保村		○	○					
20	吉祥寺	埼玉郡笹久保村		○	○					
21	安養院	埼玉郡笹久保村		○	○					
22	威徳院	埼玉郡笹久保村		○	○					
23	寶藏寺	埼玉郡笹久保新田村		○	○					
24	光明院	足立郡高畑村		○	○					
25	知性院	埼玉郡尾ヶ崎村	○	○						
26	正福寺	埼玉郡尾ヶ崎新田村		○	○			1町歩		
27	圓福寺	埼玉郡鉤上村		○	○			3反歩		
28	成就院	埼玉郡 [虫損]		○	○					
29	保寿院	埼玉郡鉤上新田村		○	○					
30	西光院	埼玉郡平方村		○	○					
31	正光院	埼玉郡大野嶋村		○	○					
32	寶藏寺	埼玉郡増戸村		○	○					
33	福蔵院	埼玉郡増富村		○	○					
34	東光院	埼玉郡下蛭田村		○	○					
35	密蔵院	埼玉郡三ノ宮村		○	○				10石	
36	理性院	埼玉郡大森村		○	○					
37	圓乘院	埼玉郡須賀村		○	○					
38	寶蔵院	埼玉郡大戸村		○	○					
39	大聖院	埼玉郡大戸村		○	○					
40	観音寺	埼玉郡大谷村		○	○					
41	正福寺	埼玉郡大谷村		○	○					
42	光明院	埼玉郡大口村		○	○					
43	観秀院	埼玉郡増長村		○	○					
44	普門院	埼玉郡大野嶋		○	○					

	寺院名	所在地	寺格		住持		所持耕地			備考
			末寺	門徒・又門徒	現住	無住	朱印地	除地	年貢地	
45	師命院	埼玉郡大道村		○	○					
46	東養寺	埼玉郡大竹村		○	○				10石	
47	延命院	埼玉郡忍間村		○	○					
48	等覚院	埼玉郡忍間村		○	○					
49	西藏院	埼玉郡忍間村		○	○					
50	能密寺	埼玉郡忍間村		○	○					
51	東光院	[虫損]		○	○					
52	西光院	埼玉郡大沢町		○	○					
53	正福寺	足立郡蓮沼村		○	○					
54	最勝院	足立郡新井村		○	○					
55	真福寺	足立郡大和田村		○	○					
56	正雲寺	足立郡砂村		○	○					
57	薬王寺	足立郡嶋村		○	○					
58	寶性院	足立郡白岡村		○	○					
59	長久寺	足立郡 [虫損] 山村		○	○					
60	西光院	足立郡中丸村		○	○					
61	真蔵院	足立郡御蔵村		○	○					
62	順行院	足立郡辻村		○	○					
63	寶乘院	足立郡中川村		○	○					
合 計			1	62	60	3				

(註) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号139より作成

における新義真言宗寺院の総数が三一〇七ヶ寺であり、その内訳は本寺数二二〇ヶ寺、「末寺」数二五八ヶ寺であるのに対し、「門徒」数・「又門徒」数の合計が二六二九ヶ寺となっており、全寺院数に対する「門徒」寺院の割合が八四・六%を占めていることを指摘した。ここでいう「末寺」「又末寺」について、櫛田の論考から引用すると、「本寺より法流の印可を相続して一切の諸法事を大体本寺と同様に振舞うことができ、(中略) 引導を渡すことが出来る住持が止住する寺院のことであり、一方「門徒」寺院は、「法流相続することが出来ず、(中略) 剃髪の作法も加行も護摩もすべて本寺で行われたので檀家の引導も出来ない事になり、葬式も本寺か最寄りの寺院へ頼まなければなかった」住持の寺院のことを指している<sup>(15)</sup>。つまり、武蔵国に展開する新義真言宗寺院は、確かに他宗派を数的に大きく上回っているものの、その内実は原則として宗判・葬祭を執行することができない寺格の寺院が大半を占めていた。この点を改めて注視しておくことが必要であろう。なお、ここで櫛田が指摘する「法流」とは、「寺付法流」のことであり、「門徒」寺院の住職が法流を相承していないということではないことも確認しておく必要がある<sup>(16)</sup>。

さて、「寺付法流」の有無に起因する寺格の差異については、ここまですでに検討してきた「本末帳」が作成されるにあたっても明確に意識されており、個々の寺院について「末寺」及び「門徒」の記載がなされている。先掲表1では、明星院配下寺院の葬祭檀家数について確認することができるが、明星院を除く一四ヶ寺のうち、「門徒」の寺格をもつ寺院は一ヶ寺のみとなっており、葬祭檀家をもつ寺院は原則として「末寺」の寺格をもつ寺院であると言える。また表3では、備考欄に各寺院の寺格を

表3 天明7年明星院配下寺院

	寺院名	所在地	住持		神社別当・社役		寺格
			現住	無住	神社名	村鎮守	
1	東光院	足立郡内宿村	○		村鎮守氷川神社	○	明星院末
2	護摩堂(勝軍寺)	埼玉郡尾崎村	○		村鎮守八幡宮	○	明星院末
3	大光寺	埼玉郡長ヶ宮村	○				明星院末
4	一条院	足立郡三之宮村	○		村鎮守稻荷社	○	明星院末
5	正法院	足立郡中野村	○		村鎮守諏訪明神	○	明星院末
6	惣持院	足立郡辻村	○		村鎮守鷲明神	○	明星院末
7	圓藏寺	足立郡中川村	○		(氷川神社社役)		明星院末
8	西福寺	埼玉郡平野村		○	村鎮守氷川社	○	明星院末
9	星久院	埼玉郡初崎村	○		村鎮守久伊豆社	○	明星院末
10	醫王院	足立郡坂田村	○		村鎮守氷川明神	○	明星院末
11	龍山院	足立郡上村	○		六ヶ村鎮守氷川明神	○	明星院末
12	妙楽寺	埼玉郡坂田村	○		村鎮守稻荷社	○	明星院末
13	西光寺	足立郡小針村	○		(弁財天)		明星院末
14	西藏院	足立郡羽貫村	○		村鎮守八幡宮	○	明星院末
15	放光院	足立郡下上尾村	○		村鎮守天神宮	○	明星院末
16	徳性寺	足立郡千駄野村	○		村鎮守稻荷社	○	明星院末
17	密藏院	足立郡手塚村	○		(六所明神)		明星院末
18	正願寺	足立郡井戸木村		○	村鎮守雷電	○	明星院門徒
19	南藏院	足立郡桶川町	○		稻荷社		明星院門徒
20	龍眼寺	足立郡上村	○		稻荷社		明星院門徒
21	来量院	足立郡上村		○			明星院門徒
22	薬師寺	足立郡領家村	○		村鎮守氷川明神	○	明星院門徒
23	寶藏院	埼玉郡上平野村		○	村鎮守八幡宮	○	明星院門徒
24	地藏院	足立郡小針村		○	村鎮守稻荷社	○	明星院門徒
25	福生院	埼玉郡関戸村	○		村鎮守久伊豆明神	○	明星院門徒
26	光明寺	埼玉郡関戸村		○	村鎮守久伊豆明神	○	明星院門徒
27	梅松院	足立郡小室此木村	○		村鎮守天神宮	○	明星院門徒
28	観喜寺	埼玉郡高虫村		○			明星院門徒
29	神宮寺	埼玉郡貝塚村	○		村鎮守神宮寺	○	明星院門徒
30	城観寺	埼玉郡城村		○			明星院門徒
31	法光寺	足立郡平塚村		○			明星院門徒
32	積善坊	足立郡町屋村		○			明星院門徒
33	萬王寺	足立郡内宿		○			明星院門徒
34	東福院	埼玉郡小林村		○	村鎮守愛宕山	○	明星院門徒
35	知性院	埼玉郡尾ヶ崎村	○		村鎮守四所明神	○	勝軍寺門徒
36	正福寺	埼玉郡尾ヶ崎新田	○		村鎮守稻荷社	○	勝軍寺門徒
37	圓福寺	埼玉郡鉤上村	○		村鎮守明神宮	○	勝軍寺門徒
38	成就院	埼玉郡鉤上村	○		村鎮守明神宮	○	勝軍寺門徒
39	保寿院	埼玉郡鉤上新田	○				勝軍寺門徒
40	光明寺	足立郡高畑村	○		村鎮守稻荷社	○	勝軍寺門徒
41	寶藏寺	埼玉郡笹久保新田	○		村鎮守浅間宮	○	勝軍寺門徒



	寺院名	所在地	住持		神社別当・社役		寺格
			現住	無住	神社名	村鎮守	
42	威徳寺	埼玉郡笹久保村	○		村鎮守八幡宮	○	勝軍寺門徒
43	安養寺	埼玉郡笹久保村	○				勝軍寺門徒
44	吉祥寺	埼玉郡笹久保村		○			勝軍寺門徒
45	善念寺	埼玉郡笹久保村		○	村鎮守天神宮	○	勝軍寺門徒
46	西光院	埼玉郡平方村	○		村鎮守女帝権現	○	勝軍寺門徒
47	福蔵院	埼玉郡増富村	○		村鎮守香取明神	○	大光寺門徒
48	東光院	埼玉郡下蛭田村		○	村鎮守住吉明神	○	大光寺門徒
49	寶蔵寺	埼玉郡増戸村	○				大光寺門徒
50	正光院	埼玉郡大野嶋村	○				大光寺門徒
51	照光院	埼玉郡大澤宿	○		宿鎮守天満宮	○	一条院末
52	東養寺	埼玉郡大竹村	○		村鎮守香取社	○	一条院末
53	等光院	埼玉郡恩間村	○		村鎮守香取明神	○	一条院末
54	普門院	埼玉郡人野嶋村	○		村鎮守神明宮	○	一条院末
55	蜜蔵院	埼玉郡大野嶋村	○		村鎮守香取明神	○	一条院門徒
56	利生院	埼玉郡大森村		○	村鎮守香取明神	○	一条院門徒
57	圓乗院	埼玉郡須賀村		○	村鎮守香取明神	○	一条院門徒
58	寶蔵院	埼玉郡大戸村	○		村鎮守香取明神	○	一条院門徒
59	大聖院	埼玉郡大戸村		○			一条院門徒
60	観音寺	埼玉郡大谷村	○		村鎮守香取明神	○	一条院門徒
61	正福寺	埼玉郡大口村	○		村鎮守香取明神	○	一条院門徒
62	光明寺	埼玉郡大口村	○				一条院門徒
63	観秀院	埼玉郡増長村	○		村鎮守稻荷社	○	一条院門徒
64	能満寺	埼玉郡恩間村		○	村鎮守稻荷社	○	一条院門徒
65	西蔵院	埼玉郡恩間村		○	村鎮守稻荷明神	○	一条院門徒
66	延命院	埼玉郡恩間村		○	村鎮守天神宮	○	一条院門徒
67	満蔵寺	埼玉郡大林村	○		村鎮守香取社	○	一条院門徒
68	東光院	埼玉郡大房村		○			一条院門徒
69	萬命寺	埼玉郡大道村		○	村鎮守香取社	○	一条院門徒
70	正福寺	足立郡蓮沼村	○		村鎮守天満宮	○	正法院門徒
71	真福寺	足立郡大和田村	○		村鎮守鷲明神	○	正法院門徒
72	正雲寺	足立郡砂村	○		村鎮守稻荷宮	○	正法院門徒
73	薬王寺	足立郡宿村	○		村鎮守山王権現	○	正法院門徒
74	寶性院	足立郡白岡村		○	村鎮守神明宮	○	正法院門徒
75	真蔵院	足立郡御蔵村		○	村鎮守愛宕山	○	正法院門徒
76	長久寺	足立郡東山村		○	村鎮守第六天社	○	正法院門徒
77	最勝院	足立郡新井村		○	村鎮守第六天社	○	正法院門徒
78	西光院	足立郡中丸村		○	村鎮守神明宮	○	正法院門徒
79	寶乗院	足立郡中川村	○				圓蔵院門徒
80	順行院	足立郡辻村		○	村鎮守稻荷社	○	惣寺院門徒
合 計			51	29		61	

(註1) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号138より作成

(註2) 村内に存在する複数の村鎮守別当を兼務している場合には1社のみを代表して掲げた

(註3) 神社名が空欄となっている寺院は史料中に「社務なし」と記されている

表4 村鎮守別当寺と現住・無住の別

	村鎮守別当寺	村鎮守非別当寺	合計
現住	40 (80%)	10 (20%)	50
無住	21 (70%)	9 (30%)	30
合計	61	19	80

(註1) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号138より作成

(註2) 括弧内の数字はそれぞれ現住寺院50ヶ寺、無住寺院30ヶ寺に占める割合を示す

載せておいたが、これを確認すると「末寺」寺院が二ヶ寺、「門徒」寺院が五ヶ寺となっており、全寺院数に占める「末寺」の割合は二六・二%、「門徒」寺院の割合が七三・八%となる。ここで確認できる「門徒」寺院の割合は、櫛田が示した武蔵国全体での実態と比較すると、一〇%程度低くなっているもの<sup>①</sup>、明星院配下の寺院についても「門徒」寺院が多数を占めていることがわかる。すなわち、この地域に展開する新義真言宗寺院のうち、寺檀制

度に適合的な寺格の寺院は、二割から三割程度に過ぎないことが判明するだろう。それでは、こうした寺格と現住・無住との関係は如何に説明されるのであろうか。

先に掲げた表3で確認すると、「末寺」の寺格を有するのは、明星院配下の一七ヶ寺、一条院配下の四ヶ寺の計二一ヶ寺であり、そのうち天明七年時点で計二〇ヶ寺、割合にして九五・二%が現住となっている。すなわち、一ヶ寺を除いては、すべての「末寺」で住持の止住が確認されることとなる。その一方で、明星院配下寺院の七割以上を占める「門徒」寺院については、現住となっている寺院が五二・六%にとどまっております。全五九ヶ寺のうち二八ヶ寺、四七・四%の寺院が無住化している。

本節では先に天明七年時点の明星院配下の現住率が六割強であることを指摘した。換言すれば、四割弱の寺院で無住となっている計算になるが、この時期において無住化が進行した大きな要因は、寺檀制度の枠組みの内側にある「末寺」の寺格をもつ寺院ではなく、「門徒」寺院の無住化に求められる。「末寺」「門徒」といった寺格の相異が、住持の止住といった寺院経営の基本的な様態に大きな影響を与えていたことをここまでの分析から知ることができる。

### 二一三 明星院配下寺院の寺格と無住化の関連

本章では前節までに、明星院の文書群に残された二冊の「本末帳」に関する分析をおして、同院配下寺院の檀家数や所持耕地、村鎮守別当との関係性を確認し、併せて現住・無住の実態を寺格との関連から明らかにした。ただし、そこで分析することができたのは近世中期時点での実態であり、そうした様相が時期によつてどのように変遷していくのかについて、さらなる検討が必要であろう。近世には新義真言宗の田舎本寺であった大悲願寺配下寺院について分析した日暮義晃は、「門徒」寺院の無住化は宝暦年間から目立つようになり、文政年間では半数以上の「門徒」寺院で無住化し、天保年間ではそのほとんどで無住となっている様子を析出している<sup>②</sup>。日暮の論考では、「門徒」寺院の無住化について、その進行度合いを時期的な変遷過程として明らかにしており、示唆に富んでいる。本項では日暮が明らかにした事例ならびにその方法を参考にしながら、明星院配下の「末寺」ならびに「門徒」寺院について、無住化の進行過程を論じていきたい。

明星院文書では、前項で使用した寛延三年、天明七年の「本末帳」「本末改帳」以外に現住・無住について知ることができる史料として、嘉永元（一八四八）年作成の「起立書」がある。これはまとまった一冊の史料ではなく、全部で一八点が確認され、それぞれの住持が「御室御所」（仁和寺）に宛てて作成している。<sup>(19)</sup>そしてこれらを田舎本寺である明星院が集約して仁和寺に提出したと考えられる。次にその一例を提示したい。

【史料2】

（表紙）

「起立書 城村 城観寺」<sup>(20)</sup>

御室御所御直末 武州足立郡倉田村

一 新義真言

明星院門徒

米津梅二助知行所 同州埼玉郡城村

一 高壺石

施無畏山 城観寺

一 境内式反歩

御年貢地 東方三拾間 西方三拾間

一 住坊

間口六間 横三間

一 本尊弥陀

開基法印深盛

一 祈願

四拾軒

右之通相改候処相違無御座候、以上

武州埼玉郡城村城観寺無住二付兼帯

嘉永元申年八月日

隣寺 徳性寺 ㊦

御室御所御役人御中

右のようにこの「起立書」では、現住・無住の状態以外にも、所持石高、本尊ならびに開基等が記されており、檀家について「滅罪」「祈願」<sup>(21)</sup>の両方がある場合には、その別を書き分けている。この年に「起立書」が集中して残存している理由は明示し得ないが、仁和寺からの調査指示がなされたものと推測される。現在確認できるこれらの「起立書」に記載された内容を表化したものが、次に提示する表5-1及び表5-2である。これら二表では、嘉永元年における計三六ヶ寺の明星院配下寺院についてその実態を確認することができる。寺格としては「末寺」が七ヶ寺、「門徒」寺院二ヶ寺となっており、前者が表5-1、後者が表5-2に対応している。

ここでは先に表5-1を検討してきた。「末寺」の葬祭檀家は、二〇〇軒を有するものが一ヶ寺存在し（No.3大光寺）、現住となつてゐるが、それ以外は七五軒の一ヶ寺が無住（No.2西福寺）、六〇軒を有する二ヶ寺のうち、一ヶ寺は現住（No.1圓蔵寺）、一ヶ寺は無住（No.7普門院）となつてゐる。大光寺については朱印地を一〇石有しており、二〇〇軒の葬祭檀家と合わせて十分な寺徳があるものと考えられる。檀徳・地徳合わせて安定的な収入を確保していることが、住持の止住にながつてゐると言えるだろう。一方で七〇軒代、あるいは六〇軒代の葬祭檀家数をもつ「末寺」寺院では、現住・無住が混在している。また、「末寺」の寺格を有してゐても、葬祭檀家をもたない寺院はいずれも無住化している。同表では標本数が少ないため、こうした実態を一般化するとは避けなければならない。ただし第二章第一節で確認したように、「末寺」寺院のほぼすべてが現住寺院であったことと比較すると、

この時期には「末寺」寺院であってもその経営が不安定化していることをうかがわせる。

次に表5-1-2の検討に移りたい。まず葬祭檀家については、一軒ずつではあるがこれを有している「門徒」寺院が二ヶ寺確認される。こうした葬祭檀家については、前節でも確認したように、「門徒」寺院の住持は葬祭や宗判などを原則として執行することができないことから、それぞれが属している「末寺」の寺格をもつ寺院の住持によってそれらが執行されていると考えられる。<sup>(22)</sup> また祈禱檀家については、最も多い寺院でも九〇軒(No.16利生院)に過ぎず、〇軒である寺院も六ヶ寺確認され、その平均は二三軒程度となっている。現住・無住の別については、この表に登場する二九ヶ寺のうち二三ヶ寺、七九・三%の「門徒」寺院が無住化している。前節で確認した天明七年時点の「門徒」寺院無住率が五割以下であったことと比較すると、この割合が著しく増大していることは明瞭であろう。また、この表に登場する「門徒」寺院の所持耕地につ

いても確認していくと、例えばNo.15の寶藏院は、年貢地一四石、除地四反歩超を有しており、住持の止住には十分な地徳が得られると考えられる。同様にNo.16の利生院、No.21の正福寺についても年貢地が六石を超えており、毎年の年貢を納入したとしても、除地と併せて一定程度の地徳を得られているものと推測されるが、いずれも無住となっている。

住持の止住に可能性を残す寺院所持耕地があつたとしても、人口減少などに起因する耕作人不足などによって、文書記載上の地徳と実際のそれとのあいだに乖離が生じている事例が看取される。こうした場合には、たとえ帳面上の寺院所持石高が住持の止住に足り得ていたとしても、実際には十分な地徳を得ることができない。明星院配下の「門徒」寺院に関し、同様のことが言えるか否かという点については史料の残存状況から確定できないが、<sup>(23)</sup> いずれにせよ、これまでの分析から、「門徒」寺院の経営が「末寺」寺院に比してより顕著な脆弱性を示していると言えるだろう。

表5-1 嘉永元年における明星院配下の「末寺」寺院

文書番号	史料名	寺院名	所在地	所持耕地			檀家数		現住/無住	無住代印	備考
				朱印	除地	年貢地	減罪檀家	祈禱檀家			
1	228	起立書	圓藏寺	足立郡中川村		4反3畝22歩	60	70	〇		明星院末寺配下門徒1ヶ寺
2	234	起立書	西福寺	埼玉郡平野村		3反8畝歩	75	70	〇		埼玉郡長宮村大光寺末寺
3	239	起立書	大光寺	埼玉郡長宮村	10石		200	30	〇		明星院末寺配下門徒4ヶ寺
4	242	起立書	照光院	埼玉郡大澤町		6石3斗6升5合	0	30	〇		埼玉郡山三之宮村一条院末寺
5	242	起立書	東養寺	埼玉郡大竹村		12石8合	0	30	〇		本寺一条院
6	242	起立書	等覚院	埼玉郡忍間村			0	20	〇		本寺一条院
7	242	起立書	普門院	埼玉郡大野嶋村		3反歩	60	38	〇		本寺一条院

(註)「文書番号」は埼玉県立文書館による目録整理番号を示す

表5-2 嘉永元年における明星院配下の「門徒」寺院

文書番号	史料名	寺院名	所在地	所持耕地			檀家数		現住/無住	無住代印	備考
				朱印	除地	年貢地	減罪檀家	祈禱檀家			
1	227	起立書	城観寺	埼玉郡城村		1石	0	40	○	隣寺徳性寺	明星院門徒
2	229	起立書	神宮寺	埼玉郡貝塚村	5反28歩		0	28	○		明星院門徒
3	230	起立書	福生院	埼玉郡中間戸村	1反歩		0	42	○		明星院門徒
4	231	起立書	福蔵院	埼玉郡増富村	1反8畝13歩		0	20	○		埼玉郡長宮村大光寺門徒
5	231	起立書	正光院	埼玉郡大野島村			0	3	○	本寺大寺	埼玉郡長宮村大光寺門徒
6	231	起立書	寶蔵院	埼玉郡増戸村			0	28	○	本寺大光寺	埼玉郡長宮村大光寺門徒
7	231	起立書	東光院	埼玉郡下蛸田村	5反5畝24歩		0	20	○	本寺大光寺	埼玉郡長宮村大光寺門徒
8	232	起立書	順行院	足立郡石打			0	13	○	本寺惣持院	足立郡辻村惣持院門徒
9	233	起立書	真蔵院	足立郡御倉村	6反歩		0	9	○	本寺正法院	足立郡中野村正法院門徒
10	235	起立書	西光院	足立郡中丸村	2反歩		1	46	○	本寺正法院	足立郡中野村正法院門徒
11	236	起立書	最勝院	足立郡新井村	5畝歩		0	27	○	本寺正法院	足立郡中野村正法院門徒
12	237	起立書	薬王院	足立郡宿村			0	28	○	名主	足立郡宿村無量寺門徒
13	238	起立書	正眼寺	足立郡井戸木村	4斗6升2合		0	26	○	名主	明星院門徒
14	240	起立書	寶蔵寺	埼玉郡上平野村			0	30	○	名主	明星院門徒
15	242	起立書	寶蔵院	埼玉郡三之宮村	4反7畝3歩	14石	0	27	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
16	242	起立書	利生院	埼玉郡大森村	3反8畝歩	6石6斗6升	0	90	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
17	242	起立書	圓乘院	埼玉郡須賀村	1反6畝歩	3石6斗8升9合	0	11	○	隣寺大聖院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
18	242	起立書	寶蔵院	埼玉郡大戸村	8畝歩	3石9斗2升6合	0	0	○	隣寺大聖院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
19	242	起立書	大聖院	埼玉郡大戸村	2反1畝歩	1石6斗8升7合	0	38	○		埼玉郡山三之宮村一条院門徒
20	242	起立書	観音寺	埼玉郡大谷村	4反20歩	1石6斗4升7合	0	31	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
21	242	起立書	正福寺	埼玉郡大口村	1反8畝歩	6石6斗7升8合	1	35	○		埼玉郡山三之宮村一条院門徒
22	242	起立書	光明院	埼玉郡大口村	2畝4歩	3斗9升8合	0	14	○	隣寺正福寺	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
23	242	起立書	観秀院	埼玉郡増長村	4反9畝13歩		0	30	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
24	242	起立書	能満寺	埼玉郡忍間新田		1石2斗2合	0	0	○	隣寺正福寺	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
25	242	起立書	西蔵寺	埼玉郡忍間村	7畝10歩	1石6斗1升3合	0	0	○	隣寺正福寺	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
26	242	起立書	延命院	埼玉郡忍間村	1反5畝歩	2石8斗1升3合	0	0	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
27	242	起立書	満蔵院	埼玉郡大林村	5反6畝4歩	3石6斗7升5合	0	28	○	隣寺照光院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
28	242	起立書	東光院	埼玉郡大房村	1反6畝10歩	2石3斗4升9合	0	0	○	隣寺照光院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒
29	242	起立書	帰命院	埼玉郡大道村	3反8畝12歩	3石2斗9升	0	0	○	本寺一条院	埼玉郡山三之宮村一条院門徒

(註) 「文書番号」は埼玉県立文書館による目録整理番号を示す

ここでは「門徒」寺院の無住化傾向について、現住・無住の別を経年的に考察するため、表6を提示する。この表6は、嘉永元年の「起立書」で確認することができる「門徒」寺院二九ヶ寺に關し、前節で取りあげた天明七年の「本末改帳」から寺院を同定し、住持の止住状態を表にしたものである。同表からは、天明七年および嘉永元年両年ともに現住となっていた寺院が六ヶ寺、割合にして二〇・七%にすぎず、一方で両年ともに無住となっていた寺院が一五ヶ寺存在し、全体の半数以上である五一・七%を占めていることがわかる。また、天明七年時点で無住となっていた「門徒」寺院一七ヶ寺のうち、嘉永元年に現住化をみている寺院はわずか二ヶ寺(No.6薬王院およびNo.14大聖院)のみであり、残りの一五ヶ寺は、嘉永元年においても無住となっている。このことは、一度無住化してしまった「門徒」寺院について、再度の住持止住に至る道程の難しさを示している。

「門徒」寺院は、先述のとおり原則として葬祭・宗判を執行することができず、寺檀制度の枠組みから外れている寺院であると定義される。研究史のうえでは、寺檀制度の枠内にある寺院を「葬祭寺院」、それ以外の寺院を「祈禱寺院」と呼称されているが、これを近世の新義真言宗寺院に当てはめた場合、「末寺」寺院が前者、「門徒」寺院が後者ということになる。嘉永年間という近世後期の時期にあつて、前者に属する「末寺」寺院であっても、その無住化が顕在化することは先に指摘したとおりであるが、後者の範疇に属する「門徒」寺院については、近世中期段階からその萌芽がみられ、その後期段階になると無住化が常態化していると結論づけられる。

表6 天明7年および嘉永元年の「門徒」寺院の住持

	寺院名	所在地	現住		備考
			天明7年	嘉永元年	
1	正願寺	足立郡井戸木村			明星院門徒
2	寶藏院	埼玉郡上平野村			明星院門徒
3	福生院	埼玉郡関戸村	○	○	明星院門徒
4	神宮寺	埼玉郡貝塚村	○	○	明星院門徒
5	城観寺	埼玉郡城村			明星院門徒
6	薬王寺	足立郡内宿		○	東光院門徒
7	福藏院	埼玉郡増富村	○	○	大光寺門徒
8	東光院	埼玉郡下蛭田村			大光寺門徒
9	寶藏寺	埼玉郡増戸村	○	○	大光寺門徒
10	正光院	埼玉郡大野嶋村	○		大光寺門徒
11	利生院	埼玉郡大森村			一条院門徒
12	圓乘院	埼玉郡須賀村			一条院門徒
13	寶藏院	埼玉郡大戸村	○		一条院門徒
14	大聖院	埼玉郡大戸村		○	一条院門徒
15	観音寺	埼玉郡大谷村	○		一条院門徒
16	正福寺	埼玉郡大口村	○	○	一条院門徒
17	光明寺	埼玉郡大口村	○		一条院門徒
18	観秀院	埼玉郡増長村	○		一条院門徒
19	能満寺	埼玉郡恩間村			一条院門徒
20	西藏院	埼玉郡恩間村			一条院門徒
21	延命院	埼玉郡恩間村			一条院門徒
22	満藏寺	埼玉郡大林村	○		一条院門徒
23	東光院	埼玉郡大房村			一条院門徒
24	萬命寺	埼玉郡大道村			一条院門徒
25	薬王寺	足立郡宿村	○	○	正法院門徒
26	真藏院	足立郡御藏村			正法院門徒
27	最勝院	足立郡新井村			正法院門徒
28	西光院	足立郡中丸村			正法院門徒
29	順行院	足立郡辻村			惣寺院門徒
合計			12 (41.4%)	8 (27.6%)	

(註) 合計の括弧内の数字は全寺院数29ヶ寺に占める割合を示す(小数点第二位以下四捨五入)

本節ではここまで、近世後期における明星院配下寺院の実態について、その無住化が進行していった様子を明らかにしてきたが、最後に明治三（一八七〇）年「本末寺院名取調書上帳扣」<sup>24</sup>を分析していく。この史料には、檀家数や所持石高についての記載がないものの、明星院配下寺院七ヶ寺について、その寺格や現住・無住の別が記されており、先に分析した嘉永元年の文書とともに、時代が近世から近代へと移行する時期における同院配下寺院の情報を得ることができるといえる。これまで分析してきた結果から、明星院配下寺院の住持止住に関しては、その寺格が大きく影響していることを知り得ているため、ここでも「末寺」と「門徒」の寺格に分けて表を作成した。次の表7-1および表7-2がそれである。

表7-1では、「末寺」の寺格をもつ寺院について現住・無住の別を知ることができるが、これを見ると住持・看住合わせて八割弱の寺院で現住となっている。<sup>25</sup>これを嘉永年間の様子と比べると、先掲表5-1と重ね合わせると、嘉永年間に無住となっていた西福寺と普門院については、明治三年段階でも無住のままである。また、東養寺は無住から現住化、照光寺は現住であったものが無住化している。嘉永年間の「末寺」寺院について十分な標本数を得られていないため、早計な結論は慎まなければならないが、総じて言うならば、嘉永年間に顕在化していた「末寺」寺院の無住化傾向は解消されつつあった可能性を指摘できるだろう。加えてここでは、「門徒」寺院から「末寺」寺院への昇格について確認しておきたい。この時代の新義真言宗において、寺

表7-1 明治3年明星院配下の「末寺」寺院

	寺院名	村名	住持		兼帯		備考
			現住	無住	寺院名	寺格	
1	東光院	小針内宿村		○	明星院	田舎本寺	
2	勝軍寺	埼玉郡尾ヶ崎屯	○				
3	大光寺	埼玉郡長宮屯	○				
4	一条院	埼玉郡三ノ宮屯	○				
5	西福寺	埼玉郡平野屯		○	大光寺	末寺	
6	正法院	足立郡中野村		○	圓蔵寺	末寺	
7	圓蔵院	足立郡中川屯	○				
8	惣持院	足立郡辻村	○				
9	西藏院	足立郡羽貫村	○				
10	竜山院	足立郡上村	○				
11	西光寺	足立郡小針新宿村	○				
12	星久院	埼玉郡駒ヶ崎村	○				
13	妙楽寺	埼玉郡高虫屯	○				
14	梅松院	埼玉郡小室郷宿	○				○ 小名「芝」
15	密蔵院	足立郡中平塚屯	○				○
16	放光院	足立郡上尾下村	○				
17	醫王院	足立郡坂田屯	○				「看住」
18	宝蔵寺	埼玉郡笹久保新田村	○				○
19	照光院	埼玉郡大澤町		○	一条院	末寺	
20	東養寺	埼玉郡大竹村	○				○
21	普門院	埼玉郡大野嶋村		○	東養寺	末寺	○
22	真福寺	足立郡大和田村	○				○「看住」
合計			17 (77.3%)	5 (22.3%)			

(註1) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号141より作成

(註2) 「屯」「村」「町」の記載は史料上のおりとした

(註3) 合計の括弧内の数字は全寺院数22ヶ寺に占める割合を示す（小数点第二位以下四捨五入）

格の昇格事例が多数確認できることは先述のとおりである。<sup>26</sup>また、寺格の昇格について分析した日暮義晃は、「門徒寺院から末寺への昇格するために報謝金を本寺へ支払う必要がある、大悲願寺の場合は天明期の事例では三十両であった」<sup>27</sup>ことを明らかにしている。近世中期以降に「門徒」寺院の経営が不安定化するなかで、こうした少くない金額を上納し、「末寺」へと昇格していった事例は、明星院配下の寺院においてどの程度みられるのであろうか。この点を確認するために、表7-1では

表7-2 明治3年明星院配下の「門徒」寺院

	寺院名	村名	住持		兼帯		備考
			現住	無住	寺院名	寺格	
1	薬師寺	足立郡小針領家屯	○				「看住」
2	福性院	埼玉郡中間戸屯	○				
3	光明寺	埼玉郡中間戸屯		○	福性院	門徒	
4	神宮寺	埼玉郡貝塚屯		○	福性院	門徒	
5	城観寺	埼玉郡城村		○	福性院	門徒	
6	観喜寺	埼玉郡高虫屯		○	妙楽寺		
7	宝蔵寺	埼玉郡上平野村		○	妙楽寺		
8	正眼寺	足立郡井原村		○	明星院	田舎本寺	
9	地藏院	足立郡小針村	○				「看住」
10	来星院	足立郡上屯		○	竜山院		
11	竜眼院	足立郡上屯		○	竜山院		
12	東福院	埼玉郡小林屯		○	妙楽寺		
13	西光院	埼玉郡平方村	○				
14	智性院	埼玉郡尾ヶ崎村		○	勝軍寺	末寺	
15	圓福寺	埼玉郡鉤上村	○				
16	正福寺	埼玉郡尾ヶ崎村	○				
17	善念寺	埼玉郡尾ヶ崎村		○	勝軍寺	末寺	
18	吉祥寺	埼玉郡尾ヶ崎村		○	勝軍寺	末寺	
19	安養院	埼玉郡尾ヶ崎村		○	勝軍寺	末寺	
20	威徳院	埼玉郡尾ヶ崎村		○	勝軍寺	末寺	
21	光明院	埼玉郡高畑村		○	勝軍寺	末寺	
22	成龍院	埼玉郡鉤上屯		○	勝軍寺	末寺	
23	保壽院	埼玉郡鉤上屯		○	勝軍寺	末寺	
24	東光院	埼玉郡下蛭田村		○	大光寺	末寺	
25	正光院	埼玉郡大野嶋村		○	大光寺	末寺	
26	宝蔵寺	埼玉郡増戸村	○				
27	福蔵院	埼玉郡増富村		○	大光寺	末寺	
28	延命院	埼玉郡恩間村		○	一条院	末寺	
29	西藏院	埼玉郡恩間村		○	一条院	末寺	
30	能満寺	埼玉郡恩間村		○	一条院	末寺	
31	圓乘院	埼玉郡須賀屯		○	一条院	末寺	
32	宝蔵院	埼玉郡大戸村		○	一条院	末寺	
33	観音寺	埼玉郡大谷村		○	一条院	末寺	
34	婦命院	埼玉郡大道村		○	一条院	末寺	
35	正福寺	埼玉郡大口村	○				
36	光明院	埼玉郡大口村		○	一条院	末寺	
37	密蔵院	埼玉郡三ノ宮村		○	一条院	末寺	
38	東光院	埼玉郡大房村		○	一条院	末寺	
39	正福寺	足立郡猿ヶ谷戸村	○				もと蓮沼村
40	薬王寺	足立郡嶋村	○				
41	西光院	足立郡中丸村		○	圓蔵院	末寺	
42	宝性院	足立郡白岡村		○	圓蔵院	末寺	
43	最勝院	足立郡新井村		○	圓蔵院	末寺	
44	長久院	足立郡山村		○	圓蔵院	末寺	
45	真蔵院	足立郡御蔵村		○	圓蔵院	末寺	
46	正雲寺	足立郡砂村		○	薬王寺	末寺	
47	宝乗院	足立郡中川屯		○	圓蔵院	末寺	
48	順行寺	足立郡辻村		○	惣持院	末寺	
49	薬王寺	小室郷宿村		○	明星院	田舎本寺	
合計			10 (20.4%)	39 (79.6%)			

(註1) 埼玉県立文書館寄託 明星院文書 文書番号141より作成

(註2) 合計の括弧内の数字は全寺院数49ヶ寺に占める割合を示す(小数点第二位以下四捨五入)

これに該当する「末寺」寺院の備考欄に○印を付しておいた。この印がついているのは、寛延三年の「本末御改帳」において「門徒」寺院と記載されていた寺院である。○印がついたこれら六ヶ寺は、明治三年時点で確認できる「末寺」寺院二ヶ寺のうち三割弱を占めている。寛延三年以前に「門徒」寺院から「末寺」寺院へと昇格した事例は、これに含まれないことを考えても、相当数の「末寺」寺院群が「門徒」寺院からの昇格によって構成されていたことをうかがわせる。

次いで表7-2から、「門徒」寺院について確認していききたい。この表では、「末寺」寺院とは対照的に、無住化している寺院が全体の約八〇%を占めている。この数値は前掲表5-2で確認できた嘉永元年時点とほぼ同率であり、この間約二〇年は「門徒」寺院の無住化状態が高率で維持されていたことがわかる。また、兼帯住職の寺院は、その多くが田舎本寺である明星院や「末寺」の寺格によって占められているが、福性院(No.2)をはじめとする三ヶ寺については「門徒」寺院となつて



いる。この点について「末寺」寺院が無住化した場合には、例外なく明星院あるいは「末寺」寺院の住持が兼帯していることと対照的であり、寺格の差異が明瞭に看取される。すなわち、無住化した寺院の兼帯について同格以上の寺格をもつ寺院の住持が勤めていたと考えられる。

以上本節では、明星院配下の寺院について、その経営実態を知るうえでの指標となる住持の止住状態について論じてきた。ここでは特に「末寺」「門徒」といった寺格に注目してその差異を明らかにした。本章第一節で確認したように、関東における新義真言宗の寺院数は他宗派を確かに上回ってはいるが、その内実について寺檀制度を基準にしてみた場合、かかる枠組み外に多数の寺院が開かれていたと言えるだろう。<sup>(28)</sup> そうした制度的枠組みの外にある寺院の存在こそ、教団による教線の拡大と人々がもつ信仰の有り様を見出すことができるものと考え、他方においてそうした寺院の住持やそれを支える人々が、制度的枠組みの内側へと入り込むことを志向していた点をここでは指摘しておきたい。

### 三 明星院配下寺院の無住化と後住

#### 三―一 後住に課せられた金銭的条件

前章では、近世中期から後期へと時間を経るにしたがって顕在化してくる明星院配下寺院の無住化について論じてきた。特に「門徒」寺院に多くみられるこうした実態に鑑みると、寺院経営の核となるべき住持の存在を中心として、その有り様を分析する必要性が生じてくる。新義真言宗触頭江戸四箇寺から発せられた宝暦年間の文書を検討した朴澤直

秀によれば、「すでにこの時期、寺院の大破による再建・修復の必要や、住職が寺院運営などで遺した借金のため、住職交代の際に、その借金を担いうる僧侶が後住になりやすいという実態が生じていた」とい<sup>(29)</sup>う。本節ではこの分析を手がかりとして、以下の論考を進めていきたい。

明星院配下寺院において、住持が交代する際には、後住および村役人が連印をもつて文書を作成していた。これは、新たに止住する住持の行動に関する取り決めを記したものであり、特に寺院資産に関する文言が多かったようである。その一例として、次に史料3を提示して内容を検討していきたい。

#### 【史料3】

差上申住職證文之事<sup>(30)</sup>

一 拙僧儀、今度閩戸村依惣檀中願福性院住職被 仰付難有奉存候、然<sup>①</sup>二先住<sup>②</sup>の借金買懸等無之候二付、万<sup>③</sup>一移転之節後住<sup>④</sup>の金子一切申請間敷候、殊<sup>⑤</sup>以買懸等附置申間敷候事

一 御本山出仕会合無滞急度相勤候儀、承知仕候、且又拙寺預り候御修造金「一」年々三月十六日御算用申上候儀、急度承知仕候事

一 住職之内如法二相勤可申候、万<sup>⑥</sup>一不如法成共、廻り願諸檀中不和合二而御本山迄右之段及沙汰二候節者、早速寺差上立退可申候

附り境内山林并抱之社地、村役人へ無沙汰二私用二切荒申間敷候、但シ目立候普請之節者、村役人相談之上可為格別之事

中閩戸村 福生院 恵乗（花押）

寛政五丑年四月

同所名主

磯五郎<sup>⑦</sup>

明星院様御役僧中様

住持の交代に際して作成されるこうした文書は、それぞれの事例に即した箇条が挿入される場合があるものの、比較的定型的な文言が多く、他の史料においても類似した内容となっている。それではこの史料の内容を検討していきたい。

右の史料は、寛政五(一七九三)年に武蔵国埼玉郡中閭戸村(現埼玉県蓮田市)の福性院住持として新たに任命された惠乗らが作成した文書である。先述の寛延三年「本末改帳」や明治三年「本末寺院名取調書上帳扣」で確認すると、福性院は「門徒」寺院であったことがわかる。第一箇条目には、「依惣檀中願福性院住職被 仰付」と記され、福性院の檀家が主導して後住の決定をしていたことを窺わせる文言となっている。第二箇条目は、本山への出仕と修造金に関する取り決め、続く第三箇条目は、檀家との「不和合」の際には、福性院を立ち退くこと、「附り」の部分では、境内の山林について、村役人との相談なしには、勝手な処分をしないことを誓約している。

この史料で注目しておきたいのは、傍線部分である。先に傍線部②の文言から確認すると、住持の生活費や宗教儀礼に必要な物物など、寺院の維持管理にかかる費用について、「買懸」し「附置」ことを予め禁じる内容となっている。朴澤直秀の検討によれば、寺院の資産や借財について、(a)住持の個人的性格のものと(b)寺院そのものに付随するものの二者に区分されるとしているが、この場合には「附置」という文言から考えて、後者を指しているものと考えるのが妥当であろう<sup>32</sup>。この点を踏まえたうえで傍線部①を確認すると、福性院住持に「乗恵」が就任するにあたって、先住からの借金や「買懸」がないため、同人が

他の寺院へ転住することがあっても、後住からは金子を授受しないことが約束されている。換言するならば、先住からの借財等がある場合には、後住からの金銭授受を許容しているようにも解釈することができるのではないか。この点を確認するために、次に史料4を提示したい。

#### 【史料4】

差上申一札之事<sup>34</sup>

一 拙僧儀、依旦中願東光院住職被 仰付、難有仕合ニ奉存候、右二付先住葬送人用金拾両、東福院建立金預り貳両、先住弟子宝寿院江金五両、都合拾七両持参仕候得共、出捨被仰付候儀、承知仕候、然上者万一移轉仕候共、後住る金子一切申請間敷候儀、并借金附置申間敷旨、承知仕候

一 御本山出仕会合急度可仕候、并修造金算用三月十六日急度書仕候  
一 住持之内無油断修復等相加可申候事

一 境内山林并抱之社地、村役人江無沙汰我儘私欲ニ賣木仕間敷候事  
但修復等之節、村役人江及相談可申候事

右之條々急度奉畏候旨、村役人加印仍如件

内宿村 東光院 秀浄(花押)  
天明二寅四月 同所名主 武兵衛 ㊦

明星院様御役僧中様

(以下二名略)

この史料は、天明二(一七八二)年に足立郡内宿村(現埼玉県伊奈町)の東光院秀浄が同村の名主らと連名で作成した文書である。東光院は、寛延三年の「本末帳」によると、葬祭檀家を三〇軒、除地を一町歩有す

る「末寺」寺院である。右の史料でも、第二箇条目以降は、先掲の史料3とほぼ同意の内容なので、再度の検討は措くとして、第一箇条目の傍線部分に注目したい。ここでは、東光院秀浄が住持となる際に、金銭を持参することが記されている。このうち「先住葬送入用金拾両」については、先掲史料3で確認した「寺附」の範疇に分類されるだろう。この一〇両に加えて、「東福院建立金預り」として二両、「先住弟子」へ渡す金として五両の計一七両を持参することが、住持就任の条件であった。この金銭については、同箇条の後段部分で、「万一移轉仕候共、後住の金子一切申請間敷候」と記されており、かつ「借金附置申間敷」とも約束されていることから、住持である「秀浄」自身の手元には返還されないことを前提としている。「末寺」寺院の後住となるにあたってこれだけの金銭負担を求められていることは、注視に値するだろう。また、ここで東光院の後住たる「秀浄」が負担すべき金銭のうちに、「先住弟子」へ渡す金額が含まれていることにも留意しなければならない。住持就任にあたっては、先住の弟子についても一定程度の生活保障をすることが必要であったと言える。ここで再度朴澤直秀の論考から引用すると、新義真言宗寺院の後住決定にあたっては、「先住が遺した借金は後住が持参する」という慣例が確認されるとともに、この事例を踏まえるならば、借金の清算を目的とした持参金以外にも、「先住弟子」の生活保障にかかる費用などについては、後住がその負担をしていたことが判明する。そして、後住就任に際して必要となるこうした金銭が、その後の寺院経営を強く規定したことが推測されるだろう。後住となった住持は、当該寺院に止住する間に、ここで持参した金額を回収する必要がある、その

点を踏まえたうえで寺院経営を進めていったものと考えられる。

さて、本節にてここまでとりあげてきた二つの史料は、いずれも後住の立場で作成された文書である。次に隠居などによって退寺する寺僧の視点から、後住決定のあり方を考えていきたい。

#### 【史料5】

乍恐以書付奉願上候<sup>(37)</sup>

一 當村龍山院、去午八月中隠居願仕候処、願之通被仰付、後住之義、御門中<sup>ハ</sup>被仰付被下置候様奉願上候、御門中<sup>ニ</sup>御慥之御方無御座候<sup>ハ</sup>、他門中成共被仰付被下候様奉願上候、勿論後住<sup>ハ</sup>隠居方へ金拾五両相渡候様被仰付被下候様御頼申上候、尤拾五両金之内八両後住へ預置、此利金壹兩宛年々請取、隠居飯米代<sup>ニ</sup>仕度候、本金八両ハ隠居遷化之節入用金仕度候、頼之通被仰付被下置候様、奉願上候、以上

上村旦中惣代 半七<sup>㊶</sup>  
同 源左衛門<sup>㊶</sup>  
安永四年末五月

龍山院隠居弟子 来星院<sup>㊶</sup>  
組頭 与兵衛<sup>㊶</sup>  
名主 七郎兵衛<sup>㊶</sup>

倉田村 明星院様

この史料は、安永四（一七七五）年に足立郡上村（現埼玉県上尾市）の龍山院旦中惣代らが作成した文書である。同院は、寛延三年「本末御改帳」によれば、葬祭檀家五〇軒、年貢地九石の「末寺」寺院であることが確認される。さっそく内容の検討に移りたい。

この文書が作成された時点では、「後住之義、御門中を被仰付被下置候様奉願上候」という文言から、後住については未だ決定していないことがわかるが、傍線部①では新たな住持が決定したのち、その後住から隠居に対し、「金拾五両」を渡すことを指示するように、明星院住持に訴え出ている。先掲史料3および4では、後住からの金銭授受を否定する文言が記されていたが、この事例では、隠居する側の寺僧の立場から、後住から受け取る金額を指定している点が興味深い。次の傍線部②では、この一五兩の用途についての記述がある。すなわち、金八兩については「隠居飯米代」として、残りの金額<sup>39)</sup>については当該隠居の遷化時入用費に充当している。

後者の先住遷化時入用費については、前掲史料4においてもその記述を確認した。「先住葬送入用金拾兩」というのがそれである。ここからは、(a)先住が他界している場合には、その費用を「寺附」の借金としたうえで、後住がそれに充当する金額を持参し補填する、(b)先住が存命の場合には、将来に葬送費用として発生することが想定される金額を予め用意し持参する、という二分類が可能である。ただし、いずれの場合であっても、先住の葬送儀礼に際して発生する費用は、実質的に後住の負担とすることが求められていたと言えるだろう。さらに史料5傍線部②の「隠居飯米代」については、「此利金壹兩宛年々請取」との文言から判断して、後住が持参する金額のうち八兩を元金として、年利一割二分五厘で運用することを想定していると考えられる。先住がすでに他界しており、その葬送費用が「寺附」の借財となっている場合には、後住になる人物がこれを持参金として負担し、隠居などによる寺院相続の

場合には、存命する隠居の生活をも保障することが、後住となるにあたっての条件として認識されていたものと考えられる。

以上本節では、住持の交代時に作成される文書をもとに、後住が負担すべき金銭の実態を明らかにしてきた。ここからは、「寺附」の借財などがある場合には、後住による該当金額の負担が住持就任の前提条件であったと言えるだろう。「寺附」の借財を整理する方法としては、これ以外にもいくつかの手立てが存在したが、<sup>40)</sup>後住にその負担を求める方法を採用するにあたっては、先に朴澤が指摘したように、その金額を用意できる寺僧のみが後住になりやすいという傾向にあった。この点に鑑みると、「末寺」寺院よりも「門徒」寺院の方が無住化の割合が高まるという実態は、「寺附」の借財や隠居、あるいは先住の弟子の生活保障といった一定程度の金額を負担してまで後住となっても、「門徒」寺院ではその金額を償却できない可能性が高まるという事情があったものと推測される。後住に求められる金銭負担が、住持の無住化を誘引するといったように、寺院経営を左右する一つの要因であったと考えられる。

### 三二 「寺附」の借財と後住

前節で確認した事例では、当該寺院に「寺附」の借財がある場合、後住にはそれを補填するための持参金を用意することが求められていた。こうした点を突きつめて考えていくと、そもそもこうした「寺附」の借財は、どのように発生するのかという問題を考察することが必要になってくるだろう。また、住持の個人的な借財と、後住にその整理が求められる「寺附」のそれとは、如何なる点で異なってくるのであろうか。こ

うした問いに対する回答は、いくつも存在することが想定されるが、ここでは次の史料6の検討から、そのひとつを例示しておきたい。

【史料6】

預り申常燈明金子之事<sup>(41)</sup>

一金二分也

右者常燈明金二御座候処、拙寺修造入用二御預ケ被下候処、実証二御座候、然ル上者来ル三月十六日迄二利分無急度御算用可申上候、且又隠居仕候歟移轉仕候ハ、拙寺本金御算用可申上候、万一無常等之節者、後住ハ急度御算用可申上候、為後日一札如件

天明三年卯三月  
桶川宿 借主 南蔵院 ㊦  
同所 請人 忠三郎 ㊦

明星院様御役僧中

この史料は、天明三（一七八三）年に桶川宿<sup>(42)</sup>の南蔵院住持が明星院に宛てて作成した文書である。その概要を確認すると、明星院が「常燈明金」金二分を南蔵院に貸与していることが確認される。その使途は南蔵院の堂舎修復であった。ここではその返済方法に注目したい。すなわち、この史料では二つのパターンが提示されている。傍線部①では、現住が隠居あるいは転住した場合について、「本金御算用」する旨を記している。ここで言う「御算用」とは、「清算」という意味に捉えられるだろう。住持の私的な支出ではなく、「修造入用」のために貸与を願いだした金銭であっても、住持在任中にその返済を終了させることが、金銭借り受けの条件であった。先述の「寺附」の借財を予め防止する文言が挿入されていると理解することができるだろう。

次に傍線部②の文言を検討していきたい。この文章中に登場する「無常」とは、文意から判断して現住の死を指している<sup>(43)</sup>と考えられる。この場合には、「後住」が「御算用」するとしているので、未返済分は「寺附」の借財となることを想定していると考えてよいだろう。すなわち、この史料からは、住持が現任中につくった借財に関しては、当該住持に帰属するものの、その死後は寺院に付随する借財へと転化するものとして認識されている様子を知ることができる。

前掲史料3および4においても、それぞれ「以買懸等附置申間敷候事」、「借金附置申間敷旨、承知仕候」という文言が記されていることから、当該寺院の新任住となるにあたっては、借財の「寺附」をしないことを誓約している点について改めて注意を向けなければならない。「寺附」の借財に対する忌避意識が、配下寺院を統括する明星院、あるいは寺院が所在する村側に共有されていたと考えられるだろう。ただし、住持止住後の現実問題としては、史料6にみられるように、堂舎の修復や住持の生活維持のために借金を重ねる場合も多数存在したものと考えられる。そしてその一部は、「寺附」の借金として後住による清算が必要となる可能性を残していた。

以上本節ではこれまでに、寺院経営を左右する「寺附」の借財について考察を重ねてきた。後住によるそうした借財の整理と、退寺する際に後住から幾許かの金銭を授受しようとする先住の意識、あるいはそうした授受を「出捨」によって回避しようとする本寺ならびに村側の意向は、いずれも密接に関連していると考えることができる。後住からの金銭授受や「寺附」の借財になる可能性を排するため、村方がとった対応策を

本節の最後に提示したい。

【史料7】

議定證文之事<sup>(44)</sup>

① 此度星久院境内売木の儀者、双方村役人小前百姓立會、直段等承届<sup>儀</sup>候処、金拾両之内三両者、星久院住山入用之由、申遣候二付差登セ、残金七両ハ、星久院祠堂金致貸附、證文者本帳星久院二差置、写書を以本寺江相届ケ、双方村役人方ニモ写書差置、其外伐取候雜木代金の儀者、立入人貫請、以来伐木の節星久院并村中惣鎮守久伊豆明神之儀者、不依何事双方村役人者不及申、小前百姓両三人立會相談之上取極本寺江相届ケ、差図次第可仕筈、其外之義者仕来之通可仕筈、右之趣村中并下閨戸村名主清右衛門、高虫村名主各大夫立入相談之上、聊無申分以来之議定取極置候間、後日二違乱仕間敷候、為後證議定證文為取替申処如件

駒崎村 名主 庄右衛門<sup>㊦</sup>  
組頭 富三郎<sup>㊦</sup>  
文化八年未年六月

百姓代 平右衛門<sup>㊦</sup>  
(以下三名略)

右之通議定證文為取替申処相違無御座候

駒崎村 喜三郎<sup>㊦</sup>  
高虫村 名主 角太夫<sup>㊦</sup>  
下閨戸村 名主 清右衛門<sup>㊦</sup>

(後略)

御役僧中

この史料は、文化八(一八一二)年、星久院が存在する埼玉郡駒崎村<sup>(45)</sup>(現埼玉県蓮田市)の名主らが、明星院役僧に宛てて作成した文書であり、星久院境内の売木に関する確認事項が記されている。星久院は、先掲表1にて確認すると、寛延三年時点で滅罪檀家六〇軒、年貢地一〇石を有する「末寺」寺院であった。文書作成にあたって、駒崎村の村役人以外にも高虫村、下閨戸村の名主が連署しているのは、この三ヶ村が隣接していることを勘案すると、星久院の檀家が駒崎村にとどまらず、高虫村や下閨戸村にも存在していることに起因していることが推測されるだろう。

史料の内容を、先に傍線部②の部分から確認していくと、今後星久院、あるいは鎮守・久伊豆明神境内の立木に関しこれを伐木する際には、村役人ならびに小前百姓が相談したうえで、明星院へ届け出てその指図を仰ぐことが確認されている。村内の寺院や神社の資産について、村方の関与をうかがわせる記述内容となっている。

傍線部①では、こうした売木に伴う収入について、その使途が記されている。星久院境内の立木を伐採後、売却して獲た金一〇両は、三両を星久院の住持に、七両を「星久院祠堂金」として運用することが記されている。後者の七両については、堂舎の修復を想定した積立金に充当させることが考えられるだろう。ここで注目したのは、前者の星久院住持に渡されることとなった三両についてである。この金額は、史料中の「星久院住山入用之由、申遣候二付」という文言から、星久院の住持がそこでの生活を営むうえで必要としていた費用であると判断される。本来であれば、住持による宗教活動による収入や、地徳を以て充当する金

額であろう。それを売木による臨時の収入から支出していることになる。この場合、仮に売木による臨時収入がなく、住持が個人的な借金をして補填したとするならば、住持の死、あるいは退寺によって、先述のとおり「寺附」の借財となることも想定される。史料7の事例では、寺院の資産売却益を住持に渡すことにより、そうした可能性を最小化したものとして理解されるだろう。こうした資産処理のあり方が、住持の止住や後住の決定をはじめとする寺院経営に、少なからず影響を与えていたものと考えられる。

## おわりに

本論では、武蔵国の新義真言宗寺院に関し、近世中期から後期における住持の止住状態と寺格との関連を分析するとともに、寺院経営の核となる住持について、その就任時に取り決められる後住の条件について考察を加えてきた。その内容を以下のように整理しておきたい。

他宗派に対して相対的多数を占める武蔵国の新義真言宗寺院の数は、その内実をみると櫛田良洪が示しているように、原則として宗判や葬祭を執行することができない「門徒」寺院が多数を占めていた。明星院配下寺院についても同様の実態であり、寛延三年時点における「門徒」寺院の割合は七〇%を超えている。また、近世中期以降に顕在化する寺院の無住化についても、寺格によって大きな差異がみられ、「門徒」寺院の無住化が寺院全体の無住化率を押し上げていた。すなわち、寺檀制度の内側にあるか否かが無住化の大きな要因であり、それに照応する寺格

によって寺院経営の基本的な指標である住持の止住に差異が生じていた。ここからは、寺檀制度という枠組みが寺院経営に与える影響の大きさを改めて知ることができるだろう。

また、近世中期以降に寺院の無住化が「門徒」寺院を中心として進行するなかで、新たな住持が後住として就任する際、如何なる取り決めや条件があったのかという点についても確認してきた。「寺附」の借財整理のために持参金を用意し、その金銭の返還を求めないことを住持就任の条件として約束する事例は、これまでも紹介されており、明星院配下寺院についても同様の実態を看取することができる。加えて本論では、後住が用意する持参金の使途に関しても考察してきた。ここでは、「寺附」の借財を整理するためだけに持参金が使用されるのではなく、隠居する先住や、その弟子の生活保障にかかる一定程度の費用についても、後住の負担となっていたことを明らかにするとともに、隠居によって退寺することとなった寺僧の側から、一定金額の持参を後住に対して要求していた事例も確認することができた。寺院の無住化傾向については、多様な原因が想定されるだろうが、後住として新たに寺院の住持となる場合、こうした金銭的負担を求められていたことがその一因であると考えられる。その意味において、境内の売木などによって臨時の収入があった場合、一定の金額を住持に渡すことで、「寺附」の借財が発生するのを回避する方法（本論第三章第二節）は、後住となった寺僧への負担軽減として位置づけられる。この点を突きつめて考えるならば、寺院の境内地や竹木については、「寺附」の資産と考えることができる一方で、住持個人への金銭的な還元にも使用される場合があったということが確

認されるだろう。

次に、本論で分析することができなかった課題について整理しておきたい。本論では、明星院配下の寺院に関し、その多数を占めると考えられる「門徒」寺院について、近世中期から後期にかけての時期に無住化が進行する実態について明らかにすることができたが、そもそも「門徒」寺院がどのような収入手段によってその経営を維持していたのかという点について、史料制約から論じることができなかった。例えば「門徒」寺院の住持が、伊勢神宮や高野山、関東で言えば大山信仰などにかかる祈禱札の配札に関与していた可能性は高い。<sup>(46)</sup>併せてそうした宗教活動による収入とともに、寺院経営の両軸であると考えられる地徳収についても、分析の対象から外れている。その意味において、本論で明らかにすることができたのは、ごく表面的な現象面のみである。新義真言宗教団に属する「門徒」寺院がどのような経済基盤を有していたのかという点について、個別的な事例を掘り起こしていくことが、今後の課題としてあげられるだろう。

注

(1) 朴澤直秀は、当該寺院を一定期間を定めて無住とし、その間の寺院収入を堂舎の再建などに充てる、ないしは積み立てることを村役人や檀家総代などから本寺などに願い出て許可される事例の分析を試みており、こうした契約を「無住契約」と呼称している(同『近世仏教の制度と情報』四九頁)。ただし、この場合にも安定した寺院経営が維持されているのであれば、こうした措置を講ずる必要がないと考えられる。すなわち、「無住契約」

も住持の止住に必要な寺院収入の確保が難しい状態であり、寺院経営の不安定さに起因した対処であると言える。

(2) 朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』(二〇〇四年 吉川弘文館) 一三九頁

(3) 明星院は、武蔵国足立郡倉田村(現埼玉県桶川市)の新義真言宗寺院であり、山城国御室仁和寺末であった。史料は埼玉県立文書館に寄託されており、その概要については、埼玉県立文書館が発行している『明星院文書目録』の「解説」で知ることができる。同院の史料群を利用した論考としては、宇高良哲『近世関東仏教団史の研究 浄土宗・真言宗・天台宗を中心に』第二章第五節「倉田明星院祐長」などがある。また本章では、以下に明星院の古文書群を引用する際、埼玉県立文書館が作成した目録の史料整理番号を示す。

(4) 後述するように、近世の新義真言宗では、各地域に展開する田舎本寺の下に属している寺院について、「末寺」や「門徒」といった寺格が存在する。近世宗教史研究一般において使用される末寺と、新義真言宗教団内の寺格としての「末寺」について、その混同を避けるため、本論では「配下寺院」(以下括弧をはずす)という呼称を使用する。また近世新義真言宗教団内において使用される寺格としての「末寺」および「門徒」には鈎括弧を付す。

(5) 村田安穂「近世仏教の地域的展開―関東における各宗派の動向―」(『歴史公論』第一一卷二号所収 一九八五年 雄山閣)

(6) 明星院文書 文書番号一三九

(7) 残りの三ヶ寺については、一ヶ寺が明星院の兼帯であり、残り二ヶ寺は明星院が兼帯する寺院の配下寺院となっている。本論ではこれら三ヶ寺を分析の対象外とする。

(8) この文書には「滅罪檀家」と併せて「息災檀家」との記述がみられるが、



本論では「息災檀家」を「祈禱檀家」とほぼ同義の意味として捉える。

(9) なお、明星院文書の寄託先である埼玉県立文書館では、同院文書の目録化に伴って執筆された「解題部」において、この史料をすでに表化している。本論において作成した表1および表2は、この表を参考としながら原本を確認し、補正を加えたものである。

(10) 檀徳のみで寺院経営を安定化させてくためには、一〇〇軒から一五〇軒程度の葬祭檀家数が必要となることを圭室文雄が指摘している(圭室「熊本藩領における寺院の実態」(同編『民衆宗教の構造と系譜』所収一九九五年 雄山閣出版)。

(11) 明星院文書 文書番号一三八

(12) 明星院が「田舎本寺」などと称されるのに対し、仁和寺は法流を軸とした「法流本寺」と呼ばれており、配下寺院の支配に関する機能を有していなかったとされている(榊田良洪『真言密教成立過程の研究』一九六四年 山喜房仏書林 一〇二七頁)。であるとすれば、仁和寺宛となつていゝるこの「本末改帳」に関し、その作成意図がどこにあるのか今後の検討が必要である。

(13) 前掲註12、榊田一〇二一頁第一表を参照のこと。

(14) 前掲註12、榊田一〇二五頁

(15) 前掲註12、榊田一〇二五頁

(16) 坂本正仁「新義真言宗における本末関係の特色」(智山勸学会編『近世の仏教 新義真言宗を中心として』所収 二〇一二年 青史出版 二〇一頁)

(17) この理由としては、「門徒」寺院が「末寺」寺院へと昇格していくことがその一因として考えられる。前掲註12榊田の研究では、こうした寺格の昇格事例について検討を加えており(一〇一五〜一〇二二頁)、武蔵国

における新義真言宗寺院に占める「門徒」寺院の割合は、寺格の昇格により、近世を通じて逡減傾向にあったと言える。この点に関する詳細は、本節第三項において後述する。

(18) 日暮義晃「新義真言宗田舎本寺大悲願寺とその門末に関する基礎的研究」(『学習院大学人文科学論集』第二〇号所収 二〇一一年)

(19) ただし一条院配下の寺院については一九ヶ寺が一冊にまとめて記載されている。

(20) 明星院文書 文書番号二二七

(21) ここに記されている「滅罪」檀家、「祈願」檀家とはそれぞれ葬祭檀家、祈禱檀家を指すものと考えられる。

(22) 前掲註12、榊田一〇二五頁

(23) 歴史人口学の研究成果によれば、明星院配下の「門徒」寺院が展開する武蔵国では、近世中期から後期の時期において数%から一〇%程度の人口変動を確認することができるが(速水融『歴史人口学研究』二〇〇九年 藤原書店 二八〜三〇頁)、これが拙稿「近世北関東農村における祈禱寺院経営」(日本歴史学会編『日本歴史』第六八六号所収 二〇〇五年)でのべたように、小作人の減少から寺院の地徳減少へとつながる構図と一致するの否かという点については、今後のさらなる研究が必要である。

(24) 明星院文書 文書番号一四一

(25) ここでいう「看住」とは、榊田の研究によれば、「ただ単なる留守居、代務者ではなく、将来は一ヶ寺の住持となる人」(前掲註12榊田、一〇五九頁)のことを指している。例えば明星院の文書群には以下のような史料がある(明星院文書 文書番号八五三)。

乍恐書付を以奉願上候

一 此度西福寺住職之義、唯今迄看主任候義咩法印住職 被仰付被下候様、  
 且中一同奉願上候、右之通被 仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

武州埼玉郡平野村 且中惣代 惣兵衛 ㊤

寛政元年酉年極月廿四日

組頭 七内 ㊤

名主 源井七郎右衛門 ㊤

明星院様御役僧中

この史料では、「看主」であった「咩法」が「住職」になることを願  
 出しており、こうした点から本論では、「看住」と「留守居」を区分し、「看住」  
 については実質上の住持として扱う。

(26) 前掲註12、櫛田

(27) 前掲註18、日暮

(28) この点については、他宗派についても同様の視点から検討が必要である。

(29) 前掲註1、朴澤五六頁

(30) 明星院文書 文書番号七八九

(31) 元禄一一(一六九八)年に閩戸村が六ヶ村に分立した際に成立し、村  
 高は「元禄郷帳」で四三二石余り、「天保郷帳」で四一五石余り。化政期  
 の家数は七〇軒程度であった。支配ははじめ、幕領と米津氏らの相給、文  
 政年間にはやはり米津氏らの四相給であった(『角川日本地名大辞典』11  
 埼玉県 一九八三年 角川書店 以下『角川地名辞典』と略す)。

(32) 前掲註1、朴澤五五〇五九頁

(33) ここではこうした借財を「寺附」の借財と呼んでおく。

(34) 明星院文書 文書番号七八五

(35) 正式には足立郡小針内宿村。寛文検地に際して小針新宿村と分村して  
 成立。村高は「元禄郷帳」で五八七石余り、「天保郷帳」で五九一石余り。

化政期の家数は六〇軒であった。支配ははじめ忍藩領、のち幕領を経て旗  
 本春日氏の知行であった(『角川地名辞典』)。

(36) 前掲註1、朴澤五八頁

(37) 明星院文書 文書番号七七八

(38) 村高は「元禄郷帳」で五五九石余り、天保郷帳で五三六石余り。支配は  
 原市藩領、幕領、岩槻藩領、幕領時代を経て、明和四(一七六七)年から  
 川越藩領、天保一三(一八四二)年から幕領となった(『角川地名辞典』)。

(39) この史料では、金一五両のうち八両を隠居飯米代、八両を遷化時の入用  
 金としており、合計金額が一致しない。

(40) 「寺附」の借財を処理する方法として、朴澤直秀は「檀家組織で負担  
 する場合もあるが、先住が負担しない部分について、基本的には後住の  
 持参金を返済に充てるか、あるいは寺院の経常収入や資産の売却益を返済  
 に充てるか、という場合が多くみられる」と報告している(前掲註1、朴  
 澤五八頁)。

(41) 明星院文書 文書番号六七二一

(42) 中山道の宿場町として発展し、村高は「元禄郷帳」で六七七石余り、「天  
 保郷帳」で七二二石余り。化政期の家数は二五〇軒余りで、支配ははじめ  
 旗本西尾氏領、のち幕領を経て寛永一六(一六二四)年から忍藩領となっ  
 た(『角川地名辞典』)。

(43) 『日本国語大辞典 第二版』12卷(二〇〇一年 小学館)の「無常」の  
 項目を参照のこと。

(44) 明星院文書 文書番号八一八

(45) 村高は「元禄郷帳」で三一九石余り、「天保郷帳」で四五三石余り  
 で、化政期の家数は四〇軒。支配ははじめ岩槻藩領であったが、宝暦六

(一七五六) 年からは幕領となった(『角川地名辞典』)。

(46) 例えば山本世紀は、近世上野国において高野山真言宗の使僧が回檀をし、配札や高野山への登山を勧誘していた様子について論究している(山本「近世中・後期高野山聖方の檀廻と民衆(二) 圭室文雄編『日本人の宗教と庶民信仰』所収 二〇〇六年 吉川弘文館)。

#### 【付記】

本稿の執筆に際して、埼玉県立文書館の職員の方々には、史料閲覧についての御高配をいただいた。また、論文投稿時の査読にあたって、匿名のレフリーの方から適切な御指摘をいただいた。ここに特記して御礼申し上げる。

平成二十八年十月十五日受付 平成二十八年十一月二十三日受理

たなか ようへい…淑徳大学 人文学部 助教